

記入例（給付/転学部(科)）

**提出前に記入欄れや誤記入が容易か確認のうえ、記入欄は速やかに塗り出してください。
※本人署名欄以外は学校で記入または印字しても構いません。**

[給付様式22]

給付

転学部(科)届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学部(科)しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。
なお、確認書及び日本学生支援機構に関する各令等の規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

届出年月日	西暦 20 26 年 4 月 6 日
-------	--------------------

①届出年月日
・奨学金が学校へ届け出た日付を記入してください。

②奨学生番号
・11桁で正確に記入してください。

奨学生番号	5 2 X 0 4 X X X X X X
-------	-----------------------

※貸与奨学金は別途、それぞれの奨学生番号ごとに様式22の提出が必要

生年月日	西暦 2004 年 9 月 15 日	年齢	満 21 歳
フリガナ	イクエイ ハナコ		
氏名(自署)	育英 花子		

④生年月日・年齢・氏名(自署)
・氏名は必ず奨学生ご自身で記入してください。

③学校名
・正確に記入してください。

学校名	学生支援大学
-----	--------

⑤旧学籍情報(上段)
・もともと在籍していた学部、学科、コース等の名称を記入してください。
・該当する全定通区分(昼間、夜間、通信)を選択してください。昼夜開講は昼間と扱います。
・学籍番号、標準修業年限(何年制)、卒業予定期を記入してください。
・在籍していた課程における最終在籍年月日及びその時点での学年を記入してください。

■新旧学籍情報→学籍の実態に合わせて記入(変更の承認日ではありません)

	学部・学科・コース名	全定通	学籍番号	標準修業年限	卒業予定期(西暦)	転学部(科)年月日	学年	学校記入	
								区分	学部学科コード
旧	看護学部看護学科	昼間 夜間 通信	20230000	4	年 20 27 年 3 月 20	26 年 3 月 31 日	3	01	8006
新	薬学部薬学科	昼間 夜間 通信	20269999	4	年 20 28 年 3 月 20	26 年 4 月 1 日	3	01	8001

機構使用欄: 始期

※満期予定者が「転学部(科)届」承認により給付終期が翌年度以降に延長となる場合は、生計維持者情報及び資産情報等の報告が必要となる場合があります。詳細は学校に確認してください。

⑥新学籍情報(下段)
・新たに在籍する学部、学科、コース等の名称を記入してください。
・該当する全定通区分(昼間、夜間、通信)を選択してください。昼夜開講は昼間と扱います。
・学籍番号、標準修業年限(何年制)、卒業予定期を記入してください。
・新たに在籍する課程における在籍開始年月日及びその時点からの学年を記入してください。

■転学部(科)に伴う通学形態の変更がある場合

<input type="checkbox"/> 自宅→自宅外	給付様式36(及び自宅外証明書)を本届出にホチキス留めして異動・補導係に提出
<input type="checkbox"/> 自宅外→自宅	給付様式2-1を本届出にホチキス留めして提出

⑦転学部(科)に伴う通学形態の変更
・転学部(科)に伴う通学形態の変更がある場合、通学形態変更に係る書類を本届出にホチキス留めして学校へ提出してください。
(キャンパス移動の際はご注意ください。)

■【該当を□で選択】学校記入欄

転学部(科)前の課程	<input checked="" type="checkbox"/>	修了していない
転学部(科)後のカリキュラム	<input checked="" type="checkbox"/>	転学部(科)前と同一カリキュラムではない
私立学校のみ	<input type="checkbox"/>	転学部(科)により理工農系学部(学科)該当⇔非該当に変更が生じる

※転学部(科)前の課程を修了している場合は奨学金を継続できません。

※転学部(科)前後で同一カリキュラムを繰り返す場合は奨学金を継続できません。

【学校の証明】上記記載のとおり相違ないことを証明します。

証明日	20 26 年 4 月 7 日
学校名	学生支援大学
証明者(※)	機構 正雄

電話番号(担当者名)	
03 - XXXX - XXXX	{ ○○○ }
学校番号・校区区分	3XXXXX - 01

赤枠内は学校の記入・証明欄のため、本人記入は不要です。

※証明者は専任相当職以上の方としてください。

※届出書は、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報の提供されます。